

令和4年第3回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和4年9月13日(火)

東洋町議会

余 白

令和4年第3回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和4年9月13日(火) 午前9時00分宣告
出席議員(8名) 議長 福島 登 君 副議長 西岡 尚宏 君
1番 廣田 斎史 君 2番 安岡 良仁 君
3番 高畠 俊彦 君 4番 武山 裕一 君
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君
欠席議員(1名) 5番 小野 正路 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延	宏幸	君
副町長	長崎	正仁	君
教育長	蛭子	浩久	君
会計管理者	北川	晃彦	君
総務課長	生松	克祐	君
税務課長	田岡	いずみ	君
住民課長	築地	仲音	君
産業建設課長	小池	昭平	君
教育次長	大坪	靖幸	君
地域包括支援 センター事務局長	近藤	真人	君
総務課長補佐	堀川	歩	君
税務課長補佐	奥村	忍	君
住民課長補佐	田岡	伊織	君
産業建設課長補佐	手島	憲作	君
産業建設課長補佐	生田	憲一	君
代表監査委員	弘田	賀軌	君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	伊吹	真貴博
事務局書記	廣田	知美

議事日程 別紙のとおり
議事のでんまつ 別紙のとおり
会議録署名議員 2番 安岡 良仁 君 3番 高畠 俊彦 君

令和4年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

令和4年9月13日(火) 午前9時開議

- | | | |
|--------|-------|--------------------------------------|
| [日程第1] | 認定第1号 | 令和3年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第2] | 認定第2号 | 令和3年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第3] | 認定第3号 | 令和3年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第4] | 認定第4号 | 令和3年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第5] | 認定第5号 | 令和3年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第6] | 認定第6号 | 令和3年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第7] | 認定第7号 | 令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第8] | 認定第8号 | 令和3年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第9] | 認定第9号 | 令和3年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

- [日程第10] 議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第11] 議案第38号 令和4年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第12] 議案第39号 令和4年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第13] 議案第40号 令和4年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第41号 財産の取得について
- [日程第15] 議案第42号 高知県広域食肉センター事務組合理約の一部を変更することについて
- [日程第16] 発議第5号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書について
- [日程第17] 議員派遣について
- [日程第18] 閉会中の継続審査・調査の申し出
(1)総務教育民生常任委員会
(2)産業建設常任委員会
(3)議会運営委員会
- [日程第19] 一般質問

議事のでんまつ

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員は8名であります。</p> <p>よって、定足数に達しております。</p> <p>これより、令和4年第3回東洋町議会定例会を開きます。</p> <p>(再開時間：9時00分)</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、決算認定9件、条例1件、補正予算3件、その他2件、発議1件、議員派遣1件、閉会中の継続審査・調査の申し出1件の計18件、それと一般質問であります。</p> <p>日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。</p> <p>小野正路君からケガの治療のため、本日、欠席届が提出されております。</p> <p>次に、9月6日に、決算審査特別委員会を開催し、その報告書が届いております。</p> <p>次に、本定例会で付託を受けた2件の意見書の取り扱いについて、総務教育民生常任委員会委員長から報告があり、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書は、採択。</p> <p>次に、中国共産党による臓器収奪を非難し、人権状況の改善を求める意見書は、不採択との報告でありました。</p> <p>以上をもって、諸般の報告を終わります。</p> <p>日程に入ります。日程第1、認定第1号、令和3年度東洋町一</p>
----	--

般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

質疑、討論について、本会議で提出された全ての議案に対し、1人30分以内、答弁時間も30分以内とし、一問一答方式で行います。

また、議会会議規則第54条の規定により、発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により、注意し、なお、従わない場合は、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止、または、議場外への退去を命じます。

なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質疑に対し、反問できますので、反問する場合は、反問しなすと発言の上、挙手願います。

これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に、気をつけてください。

本案については、決算審査特別委員会に付託をしてありますので、審査結果について、副委員長の報告を求めます。

武山決算審査特別副委員長。

(武山 裕一 決算審査特別副委員長)

それでは一般会計決算の認定について、決算審査特別委員会より報告いたします。

9月6日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた令和3

決算審査特別委員会副委員長

年度東洋町一般会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告します。

なお、質疑、答弁の詳細については、報告書を、ご参照ください。

まず、歳入では、固定資産税現年課税分、不納欠損額 1 万 6 6 6 8 円については、2 名、8 件分で理由は死亡、相続放棄であるなどの質疑、答弁がありました。

続いて、歳出の総務費では、町内店舗等経営維持支援事業補助金 1 2 6 0 万円については、事業所 6 3 件に一律 2 0 万円を給付したものである。

次に、税務費では、環境性能割取扱手数料 1 万 7 5 4 5 円については、県が軽自動車税環境性能割の徴収を行っている、1 9 台分の手数料である。

次に、民生費では、マイナンバーカード事業、失礼いたしました。マイナンバーカード事務補助金 2 9 万 5 千円については、海の駅で出張申請したときに 1 人千円分の商品券を 2 9 5 人に配布した費用である。

次に、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金返還金 1 4 3 万 8 千円については、実績による返還である。

次に、農林漁業費では、森林経営管理制度意向調査業務委託料 7 0 4 万円については、野根地区の黒瀬付近で 1 4 ha の調査を実施したものである。

次に観光費では、地域力創造アドバイザー業務委託料 5 6 0 万円については、観光振興や移住に向けてのアドバイザーで、空き家の掘り起こしや移住相談会で協力隊など移住に繋げる方策やインスタを活用した町の P R の方法などを行っている。

次に、土木費では、地籍測量業務委託料 1562万円については、場所は河内地区の字平田、鍋シ川奥、0.62km²である。進捗率は21.51%である。

次に、消防費では消防団員の報酬 219万600円については、機能別団員を除いて甲浦分団50人（内女性4人）、野根分団26人である。

最後に、教育費では、文化財修復事業補助金63万5千円については、甲浦万福寺の経塔の修理である。などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、今宮、高島、安岡、廣田委員の4名、反対は、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

（福島 登 議長）

決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。

副委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する、自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を、他の議員に賛同させることであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

議長

7 番議員

(自席より、はいとの声あり)

7 番、田島毅三夫君。

(田島 毅三夫 議員)

令和3年度一般会計決算に関する反対討論でございます。

6件あります。よろしく願い申し上げます。

一番、南四国アイランド活性化協議会負担金が1141万5千円が使用されております。事業の収支決算書は上がっておりますが、その支出項目の額が、万円あるいは十万円単位で処理されております。消費税込みであれば、少なくとも端数の金額が出るはずであります。また、その領収書の提示を拒否するとなれば、事実かどうかの信用が全くできない。血税1141万円の使途不明に対する反対討論であります。よろしく願いいたします。

2つ目、東洋町特定地域づくりの事業協同組合寄付金及び補助金が計393万6千円出ておりますが、このことについて討論させていただきます。

全く目的、仕組み、運営の方式が不明な組合に対して、補助や寄付を行っておりますが、当初の事業計画によると、5人雇用して各組合員に派遣するとしながら、本年度は、1千万近い補助金を出しながら女性2人しか雇用されていません。これで各組合員の要請に応じて派遣するという、本来の目的に沿った運営ができるのでしょうか。また、理事の氏名や会計報告も拒否しておりますが、こうした不明朗な公金の決済には賛成できません。以上で理由で反対討論とさせていただきます。

3つ目です。避難支援プラン、計103万2千円の無駄遣いについて討論させていただきます。

これだけの血税を毎年計上しながら、誰が誰をどのように避難支援するのか。その支援員が不在の時はどうするのか。日々変化する体調を年1回の審査でどう把握するのか。いざの時には、支援員も逃げなくてはなりませんのに、離れたところからどうやって救援できるのか、などの説明が全くありません。今まで何度も、避難場所ごとのグループによる、要避難支援者の支援を提案してきましたが、見向きもしてくれません。こんな、いざというときに全く成果が期待できない無駄な事業費の決算には、議員として賛成できません。反対討論といたします。

4つ目です。森林経営管理制度意向調査業務委託料700万円の無駄遣いについての反対討論です。

町内山林所有者に、将来どうするか、の意向調査を、森林環境税700万円を使って、芸東森林組合へ15年間委託して資料収集すると聞きました。令和3年度は、約1千人(約100人)に意向調査票を送り、約70人から返事があったと聞いておりますが、100人ほどの意向調査費用に700万円も使った決算は認められません。700万円といえば、職員2人を年間雇用できる金額であります。それを15年間行くとすれば約1億円を超すことになるんです。

また、県担当に聞けば、この財源は森林環境税を使った支援事業であり、山林所有者の意向調査によって、必要があれば、間伐や枝打ち、林道整備などの事業にも使えると聞いております。それなら、意向調査を1年で終わらせて、以後は森林保全・活用に使えばいいのであります。反対して討論とします。

5つ目です。ふるさと納税郵便料、計818万3千円の不明についてお聞きしたいと思います。ごめんなさい。討論します。

令和3年度は、令和2年度より寄付額が2078万円も少なくなっております。それなのに郵便料は818万円として倍になっております。その明確な説明がない。これでは納得できません。よって反対討論といたします。

最後です。6番目。なぎ建設の地盤沈下による補修工事費の町負担に対する反対討論です。

住宅傾斜の補償の設計業者との協議書を見ますと、1、ボーリングによる地盤対応、矢板の打ち込みなど常識的な対応は行った、こう業者は言っています。2つ目、高知市の例を引き、原因が重複する場合は、発注者が全額負担するとか、3つ目、業者に責任がある場合は、受注額の0.1%…0.1%…ごめんなさい。仮に払ったお金が1200万円ならば、8万4千円の返還でいいと、こういう業者側との言い分の聞き取りあります。これは高知市の前例を引いた反論らしいです。しかし、町側からの反論も要求も全く載っていません。その報告書見ますと。ホワイトビーチホテルの地下の砂地層が震災時には液状化するとの警告がありますが、地下20mの砂地のなぎ建設において、その液状化の対応も全くされず、倒壊予防の矢板も半分以下の8mしか打ち込まれていませんでした。11月の渇水期のボーリングでは、水の存在は発見できなかったと思いますが、雨季や震災時を想定すれば、何らかの手を打つべきだったとっております。なぜ、長はこうした不備な設計の責任を指摘して反論しなかったのか。また、監査委員会は、不備な設計工事による1億3千万円に及ぶ損

害のほとんどを町が負担することに対する

議長

(福島 登 議長)

田島さん。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

はい。

議長

(福島 登 議長)

監査委員のことは決算には関係ないでしょ。そこを抜いて次を進めてください。はい、どうぞ。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

こういう状態で決算されております。これに対して議員として私は賛成できませんので、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長

(福島 登 議長)

7 番、田島毅三夫君の反対討論が終わりました。

次に、賛成討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に反対討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第 1 号、令和 3 年度東洋町一般会計歳入歳出決

算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別副委員長の審査結果の報告は、認定するものであります。

副委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

ここで、お諮りします。

9月6日に開催されました議会運営委員会において、決算審査特別委員会からの各特別会計、歳入、歳出決算の審査結果の報告は、8件を一括報告とすることに決定をしておりますが、これにご異議ありませんか。

(議員側自席より、異議なしと異議ありますとの声あり)

7番、田島毅三夫さん。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

(自席より) ここにかまいませんか。そっち行きましょうか。

議長

(福島 登 議長)

そこでちょっとやってください。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

(自席より) どうして一緒に集約されるんですか？それぞれあると思います。

議長

(福島 登 議長)

それはもう議会運営委員会の報告で決まっておりますので、そ

<p>決算審査特別委員会副委員長</p>	<p>ここで決まったことですので、もうそのままやりますので。意見としてお聞きをいたしておきます。</p> <p>1件異議がありました。このまま認めることに決定をいたしました。</p> <p>日程第2、認定第2号、令和3年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第9、認定第9号、令和3年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての8件の決算審査結果をこの際、一括報告としたいと思います。</p> <p>本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、副委員長の報告を求めます。</p> <p>武山 決算審査特別副委員長。</p> <p>(武山 裕一 決算審査特別副委員長)</p> <p>決算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>9月6日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた令和3年度特別会計決算8件について審査を行いました。なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。</p> <p>はじめに令和3年度住宅新築資金特別会計決算の認定について、報告いたします。</p> <p>質疑、答弁の主な内容は、歳入の競売配当金109万4576円と歳出の競売手数料180万円について、歳入は2件分、歳出は3件分で、歳入と歳出は別の案件になる、などの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案についての賛成は、今宮、高島、安</p>
----------------------	---

岡、廣田委員の4名、反対は、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和3年度国民健康保険特別会計決算の認定について、報告いたします。

質疑、答弁の主な内容は、ジェネリック医薬品普及促進委託料25万7697円については、高知県国保連合会へ委託している。ジェネリック医薬品に切り換えた場合の差額通知を被保険者に出している、などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、今宮、高島、安岡、廣田委員の4名、反対は、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和3年度介護保険特別会計決算の認定について、報告いたします。

質疑、答弁の主な内容は、介護保険さがせるネット利用料2万6400円については、介護制度の内容をインターネットで確認できるものである、などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、今宮、高島、安岡、廣田委員の4名、反対は、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和3年度介護サービス特別会計決算の認定について、報告いたします。

質疑、答弁の主な内容は、ホームヘルプサービス事業委託料1164万6446円については、東洋町訪問介護事業所、町直営で、社協に委託している、などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案について賛成全員をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和3年度下水道特別会計決算の認定について、報告いたします。

慎重に審査した結果、本案については、賛成全員をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和3年度簡易水道特別会計決算の認定について、報告いたします。

質疑、答弁の主な内容は、耐震管路整備工事費4079万9千円については、簡易水道の耐震管路である、などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成全員をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和3年度観光施設特別会計決算の認定について、報告いたします。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、今宮、高島、安岡、廣田委員の4名、反対は、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和3年度後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、報告いたします。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、今宮、高島、安岡、廣田委員の4名、反対は、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

議長

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

(福島 登 議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

日程第2、認定第2号、令和3年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

副委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第2号、令和3年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別副委員長の審査結果報告は、認定するもので

あります。副委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第3、認定第3号、令和3年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

副委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第3号、令和3年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別副委員長の審査結果の報告は、認定するものであります。副委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号、令和3年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

副委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第4号、令和3年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別副委員長の審査結果の報告は、認定するものであります。

副委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号、令和3年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

副委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第5号、令和3年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別副委員長の審査結果の報告は、認定するものであります。

副委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号、令和3年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

副委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第6号、令和3年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別副委員長の審査結果の報告は、認定するものであります。

副委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号、令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

副委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたい

たいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第7号、令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別副委員長の審査結果の報告は、認定するものであります。

副委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号、令和3年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

副委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第8号、令和3年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別副委員長の審査結果の報告は、認定するものであります。

副委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第9、認定第9号、令和3年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

副委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第9号、令和3年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別副委員長の審査結果の報告は、認定するものであります。

副委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第10、議案第37号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に気をつけてください。

それでは、2番、安岡良仁君。質疑を始めてください。

(安岡 良仁 議員)

おはようございます。それでは私の方から、議案第37号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、ご質問をさせていただきます。

この育児休業については、令和4年4月以降改正育児介護法が

2番議員

段階的に施行されております。妊娠、出産、育児等と仕事を両立できる職場環境の整備が図られ、男性職員の育児の参加、女性職員の更なる活躍を目的に、非常勤職員を含めた職員が育児休業等を取得しやすくする制度改正がされております。

先般、提案理由の説明があったように、今回の改正は、非常勤職員及び任期職員も含め、育児休業の取得要件の更なる緩和が、令和4年10月1日から施行されることとなると、いうご説明を受けました。この改正で、育児休業の取得回数の制限の緩和、非常勤職員の子、出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、また、1歳、1歳6か月、2歳までの育児休業の柔軟な取得が可能となるとお聞きをしております。今回の条例改正で、職場で職員が育児休業を取りやすくなる環境が整備されるわけですが、育児休業の取得しやすくなったことへの周知、また、本庁職員、また、出先機関の職員、会計年度任用職員への周知が必要であると思います。関係職員にどのような周知を図っていくのかお伺いをいたします。

議長

(福島 登 議長)

堀川総務課長補佐。

総務課長補佐

(堀川 歩 総務課長補佐)

おはようございます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したことによる職員への周知について、安岡議員の質疑にお答えします。

職員の育児休業等に関する条例の改正内容につきましては、職員の育児休業等に関する条例第24条に基づきまして、できるだけわかりやすく、文書にて周知をしたいと考えております。

また、該当となりそうな職員等につきましては、個々に対応を
していきたいと考えております。以上です。

議長

(福島 登 議長)

2番、安岡良仁君。

2番議員

(安岡 良仁 議員)

答弁をいただきました。今回の育児休業の条例改正により、育
児休業の取得の回数が1回から2回に増えます。また、出生から
50日以内の育児休業の請求期限が短縮、育児休業計画書の廃
止、非常勤職員の出生から57日以内の育児休業の取得条件の緩
和、などが改正をされることとなります。正職員の方、また、会
計任用職員の方への職場環境に直接関係する条例改正ですので、
特に出先機関の会計任用職員の方が、あとで知らなかったなど、
ならないように遺漏のないような周知を図っていただきたいと
思います。以上です。

議長

(福島 登 議長)

2番、安岡良仁君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第37号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第38号、令和4年度東洋町一般会計補正予算、第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が2件ありましたので、これを認めます。

2番、安岡良仁君。質疑を始めてください。

(安岡 良仁 議員)

それでは議案第38号、平成(令和)4年度東洋町一般会計補正予算、第2号についてご質問をさせていただきます。

予算書のP19ページの総務費、総務管理費、一般管理費、12節の委託料、弁護士委託料30万円についてお伺いをさせていただきます。提案理由の説明の中でこの委託料については傷害事件についての弁護士委託料30万円とお聞きをしております。この委託料、個人情報等のこともありますので、答弁できる範囲でかまいませんので、この傷害事件等の概略についてお伺いをさせていただきます。

2番議員

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>長崎副町長。</p>
副町長	<p>(長崎 正仁 副町長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは安岡議員の質疑の方にお答えをいたします。事件の概略ですけれども、令和元年11月20日に海の駅東洋町で、そして同年11月22日、2日後ですね、に庁舎外と庁舎内で本庁職員4名に暴行、あるいは傷害を負わせる事件がありました。内1名は骨折を負わされております。この事件の民事訴訟による損害賠償請求事件に関連する費用でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
2番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>この委託料、損害賠償事件の委託料ということでお聞きをいたしました。今後ですね、この委託料、訴訟を含めた部分も委託料の中に管理されているのか、お聞きをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>長崎副町長。</p>
副町長	<p>(長崎 正仁 副町長)</p> <p>安岡議員のご質疑にお答えをいたします。</p> <p>損害賠償事件ですけれども、今年の2月に訴訟提起をしております。</p>

議長	<p>まして、5月に全面勝訴という判決をいただいています。その件も含めた裁判関連の費用ということでございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
2番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>いろんな部分を含めての委託料ということでお聞きをしました。この訴訟の提起になりますと、自治法の96条12号議会の議決があるということも、私の認識でしておりますが、そういうことも含めた予算計上をしているのか、お聞きをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>長崎副町長。</p>
副町長	<p>(長崎 正仁 副町長)</p> <p>質疑の方にお答えいたします。</p> <p>原告となった職員の方は個人で訴えの提起を起こしております。ところがですね、この事件、けがまで負わされておるんですけども、公務中の事件ということで、安岡議員の質疑で飛ばされましたけれども、町と顧問契約を結んでいる弁護士に委任をしてこの事件の対応をしております。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p> <p>もう3回目やりました。</p>

2 番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>2つ目の質問に入ります。</p> <p>先ほど副町長の方から顧問弁護士のこと 1 問目の質問で答弁されたわけなんですけれども、2つ目の質問として、現在町の顧問弁護士として</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>いや、もうそれ含めて3つやってしまったので</p>
2 番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>そうですか。はい。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>次の質問に移ってください。分けて3つになってしまったんですね。次の質問に移ってください。教育費の問題になります。</p> <p>2番やったけどやってしまったもん、続けて。</p>
2 番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>そしたら質問は取りやめまして、副町長の答弁についてちょっと私の方から言わせていただきます。</p> <p>こういった役場に対する住民の方からのクレーム、暴言などを受けることは本庁内で避けられない状況であります。クレーム、暴言に対しては冷静に毅然とした（議長：それも意見ですので、次に行ってください）対応されることが大切ですので今後ともよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

<p>2 番議員</p>	<p>続けて次の質問に。</p> <p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>大きい2番の質問をさせていただきます。</p> <p>P27ページの教育費、社会教育費、甲浦公民館費、甲浦公民館耐震補強改修工事、2億7723万円についてお伺いをいたします。今回の補正予算で、過疎地域持続的発展計画に盛り込まれています、甲浦公民館耐震改修工事、約2億7千万円相当の予算が計上されております。工事内容につきましては、提案理由の説明の中で、屋根、床、サッシ、照明の交換など、老朽化または耐震化対策を含めての工事だと説明を受けました。白浜地区は、今後40年以内に90%程度の確立で起こるであろうと言われております、南海地震による津波が危惧されるわけですが、津波対策など、高台への公共施設建設なども考慮し、また緊急度、地域性などいろんな視点で取捨選択し、事業を決定をされたと思われませんが、事業選定の経緯についてお伺いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪教育次長。</p>
<p>教育次長</p>	<p>(大坪 靖幸 教育次長)</p> <p>安岡議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>甲浦地区公民館耐震補強改修工事の事業選定の経緯についてということですが、今回の補正予算で計上させていただいております、甲浦公民館は、昭和48年に建築されまして、令和2年度に施設の耐震診断を実施しまして、診断結果は、耐震性を有していない建物と判明しております。</p>

現在の施設の補強改修または建て替えなどの検討につきまして、建築費用、住民の方の利便性、風水害などの避難場所としての活用、甲浦中学校の部活や授業、学校行事、また、議員から津波対策として高台への検討についても触れられておりますが、用地を確保できる場所の選定、用地交渉に要する期間など総合的に判断いたしまして、本施設を耐震補強改修する、ということに至っております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、安岡良仁君の質疑が終わりました。

続いて、7番、田島毅三夫君。質疑を始めてください。

1つ述べときます。安岡さんの質疑のときにも自己の意見が含まれておりますので、田島議員、それも注意しながら進めてください。よろしく申し上げます。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

前の人に注意せなんだきに私にもしなくてもいい。

議長

(福島 登 議長)

注意じゃないです。気をつけてということです。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

はいはい、わかりました。

議長

(福島 登 議長)

よろしく申し上げます。

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>それでは一般会計補正 2 号についての田島通告書どおり質疑させていただきます。</p> <p>1 番始めに 19 ページの町有施設修繕料 30 万円の内容を聞くということで、予備と説明を受けておりますが、これは野根漁協の冷凍施設の修繕も予定しているのでしょうか、という質疑です。お願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>そうではございません。この予算に計上している予算科目は、2 款、総務費、財産管理費でございます。主に本庁、この建物のことですが、総務課が担当管理している他の施設の今後の修繕のために計上しているものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>2 つ目に入ります。白浜バス停舗装工事費 178 万が出ておりますけれども、この事業は屋根もつくのでしょうか。雨除けの屋根ですね。それからその待つ方の座っている椅子なども設置され</p>

<p>議長</p>	<p>るんでしょうか。2つお聞きしたいと思います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>定例会1日目にご説明をいたしました。この事業は拡張舗装工事でございます。バス停留所の休憩施設等については、来年度、県の補助金を活用し、整備してまいります。と申しあげました。よって、屋根、椅子等は来年に整備する予定しております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>3つ目です。海岸陸こう等常時閉鎖推進事業として17万円が計上されております。3か所分の海岸扉の常時開閉(閉鎖)費用と聞いておりますが、どことどこか。あるいはまた漁業関係者や住民さんの便利に害はないのか、2点お聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(手島 憲作 産業建設課長補佐)</p> <p>おはようございます。</p>

	<p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>3か所分の海岸扉の常時閉鎖箇所につきましては、議会開会日の予算説明時に総務課長が説明しており、閉鎖箇所はまだ決まっておりませんが、県に再度確認しましたところ、今年度は野根海岸内の陸こう閉鎖を3か所計画していることがわかりました。</p> <p>また、漁業関係者や住民さんの便利に害は出ないのかにつきましては、普段港に行く場合階段等を登る必要がでてきます。以上になります。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>4番目の質疑に入らせてもらいます。</p> <p>前段の議員が私のために詳しく同じ質問したので重複しますと思いますがご容赦願いたいと思います。</p> <p>もっとやったらいいのに安岡さん。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はよやってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>4番目です。甲浦公民館耐震補強改修工事2億8295万円の内容を聞くということでお聞きしたい。安岡さんとだいぶなんぼ違うな、この前段の設計料も私は入れたので2億8千万になっております。以上です。</p> <p>それから公民館は、以前耐震補強したと思っておりますが、そ</p>

のときに先ほどの教育次長の話では、耐震になっていないということだったんですが、確かに耐震はやったはずですが、と思っております。今回は立て替えるくらいの費用をかけて現地において耐震補強すると聞きました。しかし、町公民館は公共施設として、震災、津波時には避難場所や避難所となるべき、特に重要な施設であります。それが、浸水、流失の恐れのある現地に、おおかた3億円もかけて、改修する計画は無駄になるだけではなく、町の大きな損失になる。なぜ、津波避難所となる高台に再建しないのか、説明を求めたいと思います。

(西岡議員自席より、議長との声あり)

議長

(福島 登 議長)

はい、西岡尚宏君。

副議長

(西岡 尚宏 副議長)

(議席より)今の田島さんの質疑で最後の、なぜ津波避難所となる高台に再建しないのか説明を求める、というのは質疑じゃないんじゃないですか。これは別の問題です。

議長

(福島 登 議長)

かまんすか。議会前に田島議員といろいろと質問について協議した中で、この質問の項目、甲浦公民館耐震補強工事ということで、僕は許可をしました。

副議長

(西岡 尚宏 副議長)

(議席より)いやいや、これは全然別の問題じゃないですか。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>いや、すいません。</p>
副議長	<p>(西岡 尚宏 副議長)</p> <p>(議席より) これ許可したらなにもかも引っ付いていくで。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>許可した以上やらすと思います。</p>
副議長	<p>(西岡 尚宏 副議長)</p> <p>(議席より) そういうことはもっと気付けてください。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい。</p> <p>7番、田島毅三夫くん。違う、すいません。大坪教育次長。</p>
教育次長	<p>(大坪 靖幸 教育次長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>甲浦公民館につきましては、令和2年度に耐震診断を実施しまして、耐震性を有していない建物ということで、これまでに耐震の補強はやっておりません。施設の一部改修などにより施設の維持を行っている状況にあります。</p> <p>議員ご指摘の高台へなぜ建設をしないのかということですが、用地を確保できる場所の選定、用地交渉など建設にむけては長期間を要する可能性もありますことから、津波浸水区域内であっても、風水害時の避難場所としての利用、甲浦地区の住民の方や生</p>

徒の利便性など、現在の利用状況を踏まえまして津波対策の前に、まずは地震時の耐震性を確保し、住民の方が安全に利用できる施設になるよう、耐震補強改修工事費を計上させていただいております。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

そういう説明受けております。そういう意見も協議会の中で出たと聞きましたね。この前の特別委員会の中で説明がありました。立て替えをすれば4億円かかると聞きました。けれども約3億円ということは約1億円のオーバーになるんですけども、私はこの1億円でですね、本当にこの東洋町の住民さんの生命

議長

(福島 登 議長)

田島さん。自己の意見に入っていますよ。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

えー。

議長

(福島 登 議長)

自己の意見を述べないように、進めてください。田島議員。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

仮にこの今言う耐震補強して、倒壊を免れたとしますね。しかし、津波がくるんです。そのときにその耐震補強でその建物自体

は守れるんですか。でなければ流されるわけですからね。あと20年ちょっとでと予測のあるくらいの津波の前にこういうもの立ててね。私はこれは本当に公金の無駄遣いと思っております。住民さんにもう少し、高台のことについても答弁がありましたので、聞きますが、

議長

(福島 登 議長)

それ以上だめです。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

どうして、答弁があった

議長

(福島 登 議長)

答弁があっても、この主の工事の費用のことなんで、もうそこまでいったら(田島議員：以上です。)膨らんでいきますんで、だめです。

7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(自席より、はいはいはいはいとの声あり)

7番議員

7番、田島毅三夫君。

(田島 毅三夫 議員)

3回も言うてすいません。反対討論です。令和4年度一般会計補正予算2号に関する田島反対討論です。

甲浦公民館耐震補強事業2億8295万円への反対討論であります。公民館は、災害時の避難所、場所としても重要な役割を果たすべき公共施設であり、流失すれば意味もないわけです。いくらどのようにお金をかけて耐震補強したとしても。そして前回の津波は92年間の間隔をとって起こっております。仮にそれをそのまま想定するとしたら、もう18年しかないんですよ。この期間がね。それぐらい切迫したこの状況の中で、3億円もの近いお金をかけて公民館を耐震補強する、こういうことが住民さんに説明できますか。例えば高台がなかなか見つからないという答弁もありましたが、探しゃいいんです。なければ作ればいいんです。これからそういうことに対する、やはり震災に対する対応、復興に対する対応ということが大事になります。そういう意味からも多額の公金を使っても、津波浸水、流失場所への設置は公金の無駄遣いである。高台移転を求めて反対討論といたします。みなさんよろしく願いいたします。以上です。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君の反対討論が終わりました。

次に、賛成討論はありますか。

(なしとの声あり)

反対討論はありますか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第38号、令和4年度東洋町一般会計補正予算、第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第39号、令和4年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号を定めることについての件を議題とします。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。

2番、安岡良仁君、質疑を始めてください。

(安岡 良仁 議員)

議案第39号、令和4年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算を定めることについてご質問をいたします。予算書の9ページですかね。6款、基金積立金、基金積立金、基金積立金、24節、積立金の国保財政調整基金積立金3150万円についてお聞きをいたします。

この国保財政調整基金積立金3150万円については、令和12年度の高知県下の保険料水準の統一に向けての町の取り組みの1つとして、国保財政調整基金3150万円計上されたと行政報告を含めて予算説明も受けました。この国保の保険料水準の統一により、本町の国保に加入されている被保険者の方への急激な保険料負担の引き上げが危惧されるわけですが、この保険料水準

2番議員

の統一には令和12年度に行われる予定であります。この制度というのは、県内どこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯であれば、同じ保険料をお支払いするということになるかと聞いております。現段階では、保険料算定賦課方式については、経過の措置期間中に統一をする。また、激変緩和措置については令和4年度中に具体的な制度設計をするとのこととし、令和8年度中に中間見直しを行うということ聞いております。保険料統一に向けた方向性として、県のホームページの方に載っておりましたが、町としての考え方は、令和12年度を目標とする、6年間経過措置を設ける、令和8年度中に中間見直しを検討し、議会、住民への理解度を段階的に高めていくということが、県のホームページに載っておりました。具体的に住民の皆さんに理解してもらうための周知の方法をどのように考えているのかお聞きをいたします。

議長

(福島 登 議長)

田岡住民課長補佐。

住民課長補佐

(田岡 伊織 住民課長補佐)

おはようございます。

安岡議員の質疑にお答えいたします。

周知の方法についてですが、保険料統一に向けた方向性について、住民の皆様には、広報誌による周知を考えております。

周知の頻度や時期につきましては、現時点では定めておりませんが、適宜、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、広報誌のほか、チラシなどを納税通知書に同封する等の方法により国保世帯へ周知することも検討してまいりたいと考えております。以上です。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
2番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>周知の方法についてお伺いをいたしました。今回の積立金で財政調整基金の残高は5千万円程度になります。この保険料負担軽減の財源として、この財政調整基金の積み増しをいくらまでしていくのか、お伺いをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡住民課長補佐。</p>
住民課長補佐	<p>(田岡 伊織 住民課長補佐)</p> <p>お答え申し上げます。</p> <p>基金による軽減措置についてですが、ご質問の基金の積立額の上限や保険料引上げの負担をどの程度まで抑えていくのかにつきましては、現時点では具体的に算定はできておりませんが、例えば、改定を行わない年の収支不足額を基金の取り崩しにより補う等、基金を有効に活用することで、急激な保険料の引き上げとにならないよう対応してまいりたいと考えております。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
2番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>ご質問(答弁)よくわかりました。そしたら財政調整基金は5</p>

	<p>千万を国保財政に積み立てて、5千万円で県・国の激変緩和措置と町独自の保険料負担の軽減に充てていくということになるのでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問ですか。</p> <p>田岡住民課長補佐。</p>
<p>住民課長補佐</p>	<p>(田岡 伊織 住民課長補佐)</p> <p>お答え申し上げます。</p> <p>5千万円という断定はいたしておりません。現時点で5千万円を積み立てると今年度の予算でしておりますが、今後の予定については定まっておりません。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p> <p>2つ目の…はい、はい、どうぞ。やるんですね。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>よくわかりました。</p> <p>私の方からこのページについてはいいです。よくわかりましたので、どうもありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君の質疑が終わりました。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(なしとの声あり)</p>

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第39号、令和4年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。再開は10時半でお願いします。10時30分でお願いします。(休憩時間：10時13分)

休憩前に引き続き、会議を始めます。(再開時間：10時30分)

日程第13、議案第40号、令和4年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第40号、令和4年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第41号、財産の取得についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第41号、財産の取得についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第42号、高知県広域食肉センター事務組合規約の一部を変更することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第42号、高知県広域食肉センター事務組合規約の一部を変更することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、発議第5号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、廣田齋史君。

(廣田 齋史 議員)

発議第5号、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により議会に提出する。本日提出であります。

提出者は私、廣田齋史。賛成者は、武山裕一、今宮裕明、福島登、の各議員であります。

本件は、令和4年第3回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。

9月6日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。お手元の意見書案をご参照ください。

それでは、趣旨説明をいたします。

再審は、無実の者が有罪とされた冤罪被害を救済する最後の砦です。罪を犯していない者が、犯罪者として法による制裁を受ける。これは、冤罪です。冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると

1番議員

同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと、誰しも認めることでありながら後を絶ちません。

しかし、これら事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、つねに検察による甚大な妨害が立ちはだかっています。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。無罪となった再審事件で、新証拠の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものであった事実には、心が凍る恐怖を覚えます。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからです。

通常審では、公判前、整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし、再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。

公益の代表という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇をくり返すことに、法的な制限を加える必要があることは明確です。

証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の改正の附則において、政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再

審請求審における証拠の開示について検討を行うとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を行うことが求められています。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、以下の点について刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を行うことを要請します。１、再審における検察手持ち証拠の全面開示。２、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止。以上の２つの項目を、実現されるよう強く要請し、地方自治法第９９条の規定により、内閣総理大臣、法務大臣に意見書を提出するものがあります。

以上で、趣旨説明を終わります。ご審議、よろしく願います。

（福島 登 議長）

提出者の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第５号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の件を挙手により採決します。

本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定しました。

日程第１７、議員派遣についての件を議題とします。

議長

お諮りします。

議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布したとおり、9月21日から22日、東京都のシェンバッハ・サボーにおいて、町村議会広報研修会、10月20日、高知市の高知県民文化ホールにおいて、トップセミナー、11月28日、高知市の自治会館において、議員行政事務研修会へ、それぞれ議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第18、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してあります申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

ここで、お諮りします。

それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第19、一般質問を行います。

質問時間は、1人20分以内、答弁時間も20分以内とし、一問一答方式で行います。

なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は1問につき、3回まで認めますが、再問は、執行部からの

答弁に対する質問といたします。

次に、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質問に対し、反問できますので、反問する場合は、反問しなすと発言の上、挙手願います。

質問の通告が3名ありました。発言を許しますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に、気をつけてください。

まず、1番、廣田齋史君の質問を許します。

件名は、ふるさと納税についてほか1件であります。

答弁者は、町長ほかとなっております。

1番、廣田齋史君、質問を始めて下さい。

1番議員

(廣田 齋史 議員)

それでは私から大枠2題について質問させていただきます。

大枠の1、ふるさと納税についてです。ふるさと納税は2008年に、総務省が地方創生を目的として導入しました。これには3つの大きな意義があり、第1に、納税者が寄付先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。第2に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域や、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。第3に、自治体が国民に取り組みをアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。それは、選んでもらうに相応しい、地域のあり方を改めて考えるきっかけへと繋がります。

財源確保に苦勞している地方自治体にとって大変重要な制度であり、また、ふるさと納税を行う方は返礼品が貰え、税の控除も受けられる、大変お得な制度です。

それらを踏まえまして、質問いたします。

質問1です。全国の寄付額は2015年の控除限度額が2倍になったのをきっかけに発展期に入り、2014年約300億円が、2015年には1600億円、その後も毎年順調に伸び、2021年は8300億円まで増えています。本町も2016年に導入し、初年度は約8千件、寄付額7400万円、それから年々増加し、2019年度には1万6千件、1億1700万円になりました。2020年からマイナスに転じ、1万1千件9700万円、2021年度は8300件、7500万円となっています。

全国的に見ると大きく伸びているのに、本町は直近2年間、件数は半減し、寄付額も4200万円減少、開始年度とほぼ同額まで落ちています。理由についてどう分析しているのかをお聞きします。

議長

(福島 登 議長)

堀川総務課長補佐。

総務課長補佐

(堀川 歩 総務課長補佐)

ふるさと納税の1つ目について廣田議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税の寄付額の減少につきましては、制度の適正な運用に務めていくため、令和2年9月に返礼品の調達割合等を見直したと、また、返礼品のマナー化が要因と考えております。

令和2年11月からは楽天、令和3年11月からはさとふると年末商戦に対応できるよう、窓口を拡張はしているのですが、寄付金の獲得には至っておりません。

今後はさらに令和4年11月にポケマルふるさと納税での窓口の拡張を予定しております。また、今までは担当者が作成しておりました商品ページの作り込みを業者委託し、洗練された返礼品の商品ページとなることや、マンネリ化防止のため、魅力のある返礼品づくりに取り組み、寄付の増加に繋がりたいと考えております。以上です。

議長

(福島 登 議長)

1番、廣田齋史君。

1番議員

(廣田 齋史 議員)

それでは質問2に移ります。

現在ふるさと納税は、従来の個人対象のものに加え、自治体で作成した地方創生にかかる事業に対して起業が寄付を行った際に税額が控除される企業版ふるさと納税や、地域おこし協力隊の取り組みやプロジェクトに対して寄付をする地域おこし協力隊クラウドファンディングなど複数の活用方法ができています。これらを積極的に活用していくことは、財源の乏しい本町にとっても非常に大事であります。これらをうまく活用し寄付額を増やしていくための対応策をお聞かせください。

議長

(福島 登 議長)

堀川総務課長補佐。

<p>総務課長補佐</p>	<p>(堀川 歩 総務課長補佐)</p> <p>ふるさと納税の2つ目について廣田議員のご質問にお答えいたします。企業版ふるさと納税は、自治体が作成した事業に対して企業が寄付をするものとなっております。過去にある企業との話は内々にあったようですが、実現はしておりません。</p> <p>また、地域おこし協力隊クラウドファンディングは地域おこし協力隊の取り組みやプロジェクトに対して寄付をするものでして、現在の地域おこし協力隊は本町が仕事の内容を決め、活動をしている状況でございます。</p> <p>また、地域おこし協力隊員自体が本町での定住を実現させるための有効手段とも考えておりますので、何らかの事業を計画し始める場合や、定住を実現させるための事業計画であれば、ぜひ、支援したいと考えております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、廣田齋史君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>1つのですが、21年度のふるさと納税寄付額、県内1位は芸西村でした。納税額は20億円を超えています。全国1788自治体中82位で、村としては全国1位でした。今年の新プランとして男子プロゴルフツアーも開催されている、高知黒潮カントリークラブ36ホールの1日貸切利用券付き土佐ロイヤルホテル宿泊プランを3200万円で打ち出すなど、体験型の高額プランにも挑戦しています。各自治体で環境や条件が異なりますので、単純な比較はできませんが、寄付していただく都会に住む方たちが何を望んでおられるかをあらゆるデータを基に調査し、柔軟に</p>

対応していくことを望みます。

それでは大卒の2…ちゃうわ。すいません。質問の3です。

質問3です。ふるさと納税寄付金の活用法についてお聞きします。町長は4年前の平成30年9月議会の一般質問において、使い道については目安として1億円以上の財源が必要であると答弁されていますが、ふるさと納税の寄付によるふるさとづくり基金は、令和3年度末で1億3千万円を超えました。使い道についてのお考えをお聞かせください。

議長

(福島 登 議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸 町長)

廣田議員にお答えいたします。

ふるさと納税の寄附としての用途目的でございますけれども、子供育成事業と安心して子育てのできる環境整備とソフト面、ハード面を併せますと、寄附件数、金額ともに、町長おまかせコースよりも多くなっております。

現在、子育て世代への施策も多々実施しておるところでございますけれども、今のところ通常の一般財源で対応をしているところでございます。

今後は、それらの施策の充実に活用していきたいと、思っておりますけれども、ハード事業といたしましては、保育所の建て替えが、喫緊の課題というふうになっておりますので、その財源の一部にも活用していければと考えているところでございます。以上でございます。

<p>議長</p>	<p>す。</p> <p>申請の理由は千差万別であるため、その都度対応をしていくことしかできないと思っております。</p> <p>対応してもいい結果につながらないものや、家庭の事情など対応が難しいものが大半を占めております。以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>1 番、廣田齋史君。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>入ってきてくださるのも自由ですが、また出て行かれるのも自由なんで、これはなかなか難しいと思いますが、またよろしくお願ひします。</p> <p>質問 2 です。今年 5 月に、スポーツ庁が公立中学校で休日の運動部活動の指導を地域のスポーツクラブや民間事業者に委ねる、地域移行を 2025 年度末までに実行したいと発表がありました。これは少子化による部員減少や、教員の長時間労働の解消が求められているため、学校単位での運営が困難になっている現状が部活改革の背景にあり、休日の地域移行が完了すれば、平日も実現を目指すようです。本町の生徒が他町に移る原因の一つにも部活動があると思います。生徒数が少なくなると、部活の選択肢がなくなり、その部活をしたくないため、仕方なく出て行くケースも考えられます。これからの本町の子どもたちに最適な部活動の在り方についての考えをお聞きします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>

<p>教育長</p>	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>廣田議員にお答えをいたします。</p> <p>現在、本町の中学校で実施されている部活動は、野根中学校では卓球部、甲浦中学校ではバスケットボール部とバレーボール部があります。どの部活動も伝統があり、地域の皆さんに支えていただき、すばらしい実績を残しています。</p> <p>しかし、今後の生徒数の推移を見ますと、団体競技の部活動を維持することが困難となり、それに加え、スポーツ庁が進める、部活動の地域移行では、民間指導者の確保など、小さい町で実施するには多くの課題が生じます。</p> <p>これからは、新しい発想や考えも取り入れ、子供達にとってよりよい部活動の在り方について、学校運営協議会の皆さんと共に協議をしていきたいと考えております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、廣田齋史君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>皆さんも記憶に新しいと思いますが、今年初めの北京冬季五輪で2大会連続メダリストになった、カーリング女子日本代表チーム、ロコ・ソラーレですが、このチームは、日本のカーリングの聖地と言われる北海道の常呂町という小さな田舎町にあり、地元出身で地元企業に所属する彼女たちは、マイナースポーツだったカーリングというスポーツを一躍有名にし、地元の子どもたちに夢と希望を与え、常呂町を世界的に有名にしました。</p> <p>4年前銅メダルを獲ったとき、吉田知那美選手がこんな言葉を</p>

残しています。正直この町は何もない。小さな時はこの町では夢は叶わないと思っていた。でも今は、ここにいなかったら叶わなかったと思う。本町も、部活動を含めこの町の環境だからこそでできる教育を、町ぐるみで真剣に考える時期に来ていると思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長

(福島 登 議長)

1番、廣田斎史君の質問が終わりました。

続いて、2番、安岡良仁君の質問を許します。

件名は、町の行財政運営の取り組みの方向性についてほか4件であります。答弁者は、町長、担当課長ほかとなっております。

2番、安岡良仁君、質問を始めて下さい。

2番議員

(安岡 良仁 議員)

一般質問をさせていただきます。冒頭に先般、議会の行政報告の中でご勇退されるとお聞きをし、3期12年間お疲れでございました。私も職員の期間を含めて37年間お付き合いをさせていただきました。ありがとうございました。

それでは一般質問に入ります。

町の行財政運営の取組の方向性についてお聞きをします。新型コロナウイルスの影響を受けている住民の生命と暮らしを守るための取り組みを最優先に実行するとともに、ポストコロナを見据えた新しい町政に向けたまちづくり、行政経営、健全財政の維持、また、人材、組織づくりの取組など、今後の行財政運営についての取り組み、また、方向性についてお聞きをいたします。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>安岡議員にお答えをいたします。</p> <p>ポストコロナに向けまして、国も県も模索している現状ではありますけれども、ウィズコロナとしての取組の中で、デジタル庁が発足いたしております。これからはデジタル化への対応が、各自治体には、一つの鍵になってくると感じているところでございます。今後、ますますデジタル化への対応で、効率的な行財政運営の改革に繋げていく方向とその取組が必要と思っているところでございます。本町も現在では若手職員だけにおけます、勉強会などもやっておられるようでございます。その中からスマートフォンを活用した行政情報のサービスについて、できることから始めようとしているところでございます。</p> <p>こういうような能力を有する人材の登用も今後考えていかなければなりませんけれども、そのような団体や組織の活用も視野に入れていく必要もあるというふうに考えているところでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
2番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>町長から方向性についてお聞きをいたしました。コロナ感染対策等により、今後社会情勢が大きく変化をしてまいります。今後のウィズコロナ、また、ポストコロナの時代を見据えた取組をま</p>

た今後進めていっていただきたいと思います。

続いて2問目に移ります。

2つ目、総合振興計画の策定についてお伺いをいたします。総合計画は、町の総合的、計画的な運用を図るための基本指針となるものです。自治体の全ての計画の基本となる計画であり、言い換えれば自治体全ての事務事業は、この総合計画に沿って行われることとなります。総合計画はご案内のとおり、基本構想、基本計画、実施計画の3本立てで構成されており、基本構想は本町が目指す将来像とその将来像を実現するための、まちづくりの考え方や基本的な方向性を示し、基本計画は将来像の実現を目指し、個別課題を解決するための施策を示しております。これまで全国的に市町村は、地方自治法の第2条により、基本構想を策定し、議会の議決を受けることが義務付けられていましたが、平成23年、自治法の改正等により、法律による策定義務は廃止され、市町村の独自の判断に委ねられました。総合計画の基本構想策定の義務付けが廃止になっても、行政が町の将来展望をもって計画的にまちづくりを進めていくうえでの、指針となる中長期的な行政計画は、必要不可欠であります。地方自治法が改正された以降も、社会情勢の変化により、行政が町の将来展望をもって計画的にまちづくりを進めていくうえでの指針となる中長期的な行政計画は必要不可欠であります。地方自治法が改正された以降も、社会情勢の変化により、全国的に、また、近隣市町村なども随時総合計画、または総合振興計画などの策定、また、見直しを行っております。本町のホームページを見させていただきましたが、平成20年9月に策定された総合計画はありますが、それ以降の総合計画は見受けられませんでした。平成20年度以降、総合計画を改定し、または見直し、廃止等しているのかお伺いをいたします。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>お答えいたします。</p> <p>ご指摘のとおり、自治法の改正から義務づけは廃止をされております。平成20年度の策定後、それ以降は策定をしないという方針で、現在に至っているところでございます。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
2番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>現在の総合計画を策定をされていないという答弁をいただきました。安芸郡下の市町村においても、総合振興計画など新たな指針としての町の将来の姿を描きながら重点的に取り組むべき政策、施策、事業という一連の方向性をもって、ひと・まち・しごと総合戦略や、過疎地域持続的発展計画との整合性を図りながら安芸郡下においては策定をされています。これまでの総合計画の仕組みを改め、ポストコロナを見据えた新たな町政運営の総合的な指針を策定した総合計画を今後策定されるお考えがあるのかお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>松延町長。</p>

町長	<p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>お答えいたします。</p> <p>私はですね、総合計画は不要というふうに判断してきたところでございます。しかしながら現在、高規格道路のルートも確定をされました。時代の流れの中で、社会経済環境も急速に変化をしております。新しいまちづくりのビジョンも検討することも必要だと思っております。</p> <p>本町では、総合計画に代わりまして、平成27年度と令和2年度に、各5年間の総合戦略を策定しております。令和7年度には見直しもしなければなりません。見直し過程の中で総合戦略の中に、総合計画も位置づけていく、盛り込んでいくという方法も検討してみたら良いのではないかな、というふうに考えております。その時の首長の判断に任せたいというふうに期待をしております。ところでございます。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
2番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>それでは3つ目の質問に移らせていただきます。</p> <p>先ほど町長の答弁の中にもありました、第2期東洋町まち・ひと・しごと総合戦略の取組及び成果、進捗状況についてお伺いをいたします。6月にも同僚議員が一般質問をいたしました。再度違った視点で質問をさせていただきます。まず1点目ですが、本町では令和2年3月、第2期東洋町まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、令和2年度から令和6年度までの5か年の計画が現在策定されております。ご案内のとおり、この総合戦略とは、全</p>

国的に進む人口減少と町の衰退を食い止めるための、まち、ひと、しごとを視点に置き、行政をはじめ、住民、地域、団体、企業など町全体で町の活性化に取り組む計画と言われております。本町の計画の基本方針では、農林水産業を中心に安定した雇用を創出する、豊かな観光資源を活かした新しい人の流れをつくる、3つ目に、子育て世代を応援する、安心安全なまちづくり、また5つ目に商工業者の起業、の5つの基本目標が設定をされております。現在、令和4年度でございます。この5か年計画の中間地点でもあります。この総合戦略の取組の成果、進捗状況について伺いをいたします。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

安岡議員のご質問にお答えいたします。

本町では、その総合戦略で、さまざまな事業を展開しており、地方創生に取り組んでおります。その事業には他にあまり例がない本町独自の事業も多数展開をしております。地方創生及び人口減少の克服に尽力しております。

その事業内容につきましては、農林水産業では、特用林産業新規就業者支援、新規漁業就業者支援、農業及び漁業者の事業支援にかかるがんばる農業・漁業支援事業など。観光振興では、サーフィン振興、補助金でございますが、のもの、海の駅、DMV及び海上アスレチックの導入など。子育て世帯では、保育料無料、出産奨励金、乳幼児・生徒医療費無料、学校給食費の補助。安心・安全では、在宅介護手当、空き家活用、移住者相談、集落活動セ

ンター事業など。商工業者の起業では、商工持続発展支援、地域活性化プラン支援などがございます。

また、できていない事業もございますが、本町は、日頃から実現、展開できる事業があれば、本町の財政状況を勘案しながら、積極的に取り組むこととしております。

その成果、進捗につきましては、各担当から説明をさせていただきます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

生田産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐

(生田 憲一 産業建設課長補佐)

安岡議員の質問について、私の方から、農林水産業を中心に安定した雇用を創出する取り組みの成果及び進捗状況についてお答えします。

安定した雇用を創出するために、さまざまな補助金や研修制度を活用して生産者の所得拡大を図り、それが雇用創出や新規就業に繋がるよう事業を実施しています。

まず、農業ではがんばる農業支援事業、環境保全型農業推進事業等の補助金の活用を推進しています。また、農業者の生産意欲の低下に繋がる農作物の被害を防止するため、有害鳥獣等被害防止事業を実施しています。

次に、林業では県内生産量の40%を占めている土佐備長炭が主な産業となっているため、県の補助金を活用した研修制度を導入し、後継者の育成に取り組んでいます。

次に、水産業では事業継続に繋がる、がんばる漁業支援事業を推進しています。また新規就業に繋がる事業として新規就業者支

援事業を、雇用に繋がる事業として雇成型漁業支援事業を今年度から実施する計画があります。

最後に、計画途中ではありますが、令和4年9月現在で新規に就業した人数は、農業者で2名、林業者で5名となっています。以上です。

議長

(福島 登 議長)

小池産業建設課長。

産業建設課長

(小池 昭平 産業建設課長)

それでは私の方から、(2)の豊かな観光資源を活かした新しい人の流れを作る、と(5)の商工業者の起業についてご説明申し上げます。

まず初めに、豊かな観光資源を活かした新しい人の流れを作るですが、先ほど総務課長の答弁の中でもありましたとおり、サーフィン振興実行委員会に補助金を出し、東洋町杯や四国の右下サーフィンゲームスなど毎年開催されています大会などでは、全国から200から300名の選手に参加してもらっております。それ以外にも全日本など各種サーフィン大会の誘致に取り組んでいまして、受け入れ環境につきましても、駐車場やシャワーの整備などに取り組んでおります。

また、令和元年度から白浜海水浴場に海上アスレチックを設置しまして、本年の7月末までですが、9074人の方に利用していただいております。教育旅行につきましても、平成28年から受け入れを始めておりますが、第2期総合戦略作成以降は新型コロナウイルスの影響で受け入れが出来ておりませんが、それまでには約800人の受け入れを行っております。また、高知県東部

観光協議会と連携を取りながらの広域観光への取り組みや川口へのキャンプ場の整備などを行っております。

次に、商工業者の起業についてですが、町独自の取り組みといたしまして、地域活性化プランや商工持続発展支援事業などの補助を行っております。第2期の総合戦略作成以降につきましては地域活性化プランで10件、商工持続発展事業で35件の補助を行ってまいりまして商工業者の起業や、事業の継続などにつながっていると考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

築地住民課長。

住民課長

(築地 仲音 住民課長)

住民課からは資料をお配りしておりますのでご参照ください。

まず、3の子育て世帯を応援するための支援について、令和3年度の支給実績で主なものをご報告させていただきます。出産子育て支援金を170万円、乳幼児医療費を316万円、妊婦応援事業では30万円を支給し、不妊治療費等助成事業では22万5千円を助成しております。子どもインフルエンザ予防接種費用助成金は本年度からの事業で、当初予算で52万円を計上しております。また、保育料無償化を行っております。令和3年度では、年間約548万円の助成等を行っております。出生数については、令和2年度6名、令和3年度7名でございます。

次に、4の安心・安全なまちづくりとして、高齢者や障害を持つ方も安心して暮らしていくための支援について、令和3年度の支給実績で主なものをご報告させていただきます。在宅介護手当を933万6千円、東洋町福祉サービス総合事業では656万

円、あったかふれあいセンター事業委託では2305万1千円の補助をしております。障害者グループフレンズの活動も行っております。令和3年度では、年間約4256万円の補助等を行っております。

総合戦略では目標値を設定しております。その目標値に一步でも近づけるよう、また、子どもから高齢者まで安心安全に生活していただくために、関係機関も交え、今後の取り組みについて、話し合いをしているところでございます。以上です。

議長

(福島 登 議長)

大坪教育次長。

教育次長

(大坪 靖幸 教育次長)

教育委員会からは、子育て世帯を応援するということで、児童生徒入学支援金、それと学校給食費補助をしております。

児童生徒入学支援金では、小・中・高入学時に、1人10万円の支援、大学等の入学時には20万円の支援をしております。それと学校給食費補助では、給食費の8割補助ということで、小学校の方が給食費が今5100円、それに対する8割補助、中学校は給食費が6000円ということで、給食費の8割補助をしております。令和2年度の実績におきましては、児童生徒入学支援金では対象者が34名、実績額は410万円となっております。3年度では29名、380万円の支援、4年度では27名、330万円の支援となっております。

次に学校給食費の補助ですが、令和2年度では児童生徒81名に対しまして、318万円あまりの補助をしております。令和3年度では71名の児童生徒に対しまして、344万5千円の給食

補助、令和4年度は実績見込みになりますが、60名の児童生徒
に対しまして、289万8千円の給食補助の見込みとなっております。
以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、安岡良仁君。

2番議員

(安岡 良仁 議員)

各担当課長の方からいろんな事業の実施状況等々のご説明を
受けました。6月の議会でも同じような答弁、質問等があったと
思います。がんばる農業・漁業支援事業とか、いろいろ魚のブラ
ンド化、婚活、出産、子育て教育支援の施策等々の答弁があった
と記憶をしております。現在2年半になります。実施中の事業も
あり、実施計画倒れの事業もあります。そういった部分も含めて、
中間点でもありますので、できない事業についてはどうしてでき
なかったのか、というような検証も含めてですね、この第2期東
洋町まち・ひと・しごと総合戦略の計画に則った事業の推進に努
めていただきたいと思います。

次に4問目に移ります。3月と6月の議会で一般質問をさせて
いただきました答弁に対する進捗状況、また、現状についてお伺
いをいたします。

まず1点目でございますが、町内の街灯の維持経費の負担につ
いて、3月議会で質問をさせていただきました。答弁の中で、街
灯の維持管理費など、地区で管理している地区、公費で負担して
いる地区があると認識をしている、という答弁をいただきました。
今後、公費で負担することもやむを得ないとの答弁がありま
したが、今後地区間の公平性を保つためにも、現在どのような取

<p>議長</p>	<p>組を行っているのか、現状についてお伺いをいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>3月議会の答弁は、地区によっては高齢化、限界集落などの理由により受益者負担も限界にきている地域もあると考えております。原則は地区の方が負担していただきたいのはありますけれども、必要最小的な防犯灯については公費負担もやむを得ないのではないかと考えております、というふうに答弁をいたしました。その後についても同様の考えでございまして、その地区からの要望等がありましたら、その地区の実情をお聞きし、随時、対処してまいりたいと考えております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>総務課長の方から答弁をいただきました。街灯の公費負担、また地区での負担なんですけれども、やはり地区によっていろいろ温度差がございまして。人口の多い地区とか、人口の少ない野根のような奥三部落とか別役、そういうような地区がございまして。やはり厳しい地区によっては財政状況が厳しいところについては、早く手立てを打つような方策をとっていただきたいと思っております。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>続けて。</p>
2 番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>はい。続けていきます。</p> <p>すいません、2つ目です。</p> <p>3月、6月にも質問をさせていただきました、DMVの関係なんですけれども、このDMVの乗車状況の現状を認識したうえで、DMVの活性化に向けての取組として、先般、記念切手の販売とか、ファンクラブ限定の見学体験とか、旅行会社専門誌による広報などを含めた広域的な取組を行っていくとの答弁をいただきました。</p> <p>先般、高知新聞で路線バスの関連記事で、空気を運ぶバスより、というような記事が掲載をされておりました。そういったことにならないように、今後の現状を認識したうえで、今後町として、場当たりの答弁でなく、具体的にどのような対策を講じていくのかお伺いをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>本町では先般、県と本町でDMVの勉強会を開催しました。前回も同様の会を行っておりまして、DMVの活性化については協議をしたわけでございますけれども、その中に本町としては高知県でございますので、龍馬パスポートの活用をしてはどうかということで、今現在阿佐海岸鉄道へ打診している状況でございます。</p>

す。この龍馬パスポートは施設を利用し、スタンプをパスポートに押印すると特典が得られるということでございます。高知を訪れる観光客には人気でございまして、それを活用できないかということで、打診をしている状況でございます。

また、本町と海陽町の南四国アイランド活性化協議会で、DMVの取組を現在検討しております。現在は、駅舎内などへの観光案内看板の設置、海陽町と東洋町の両町のパンフレットの作製、これはDMVに限ったわけではございませんが、本町と海陽町の観光全般とか紹介できるもの、そしてこれはまだ案の案ですが、クーポン券が活用できないかということで、まだ素案ではありますけれども現実できるどうかわかりませんが、国の交付金を活用するために、令和5年度事業に向けて検討している状況でございます。

そして、広域的な事業では、この阿佐海岸鉄道連絡協議会での事業、お手元に資料をお配りしておりますが、そこで様々なDMVに関連する事業を記載しております。それとテレビメディアの放映もしております、それも3の資料で添付しております。議員からもございました事業を取り組んでいくことになっております。その事業様々ございますが、また参考にお見通しをしていただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、参考として資料には、別途開業から8月までの乗車数をお配りもしておりますので、ご参照ください。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、安岡良仁君。

2 番議員

(安岡 良仁 議員)

総務課長の方から答弁をいただきました。この DMV の活性化に向けてはなかなか大変なご苦労をされていると思います。そういうことは認識をしておりますが、今後の DMV の乗車数の増加に繋がるような施策に取り組んでいただきたいと思います。

それと飛んでいたらまた議長指摘をしていただいたらと思いますが、

議長

(福島 登 議長)

再問ですか？

2 番議員

(安岡 良仁 議員)

6 月議会で私が、生活路線の住民の脚としての機能をどうして活かしていくのか、と質問をさせていただいたんですけども、この DMV、観光客に乗ってもらうことも必要でございます。しかし地元の住民の方にも利用してもらうことも必要です。現在の運行態勢では地元の方が乗車するには厳しい運行態勢だと思います。例えば、町民の方が DMV に乗ってみたいと思うためには、龍馬割引のなんか割引の制度を考えているという答弁をいただきましたが、運賃の割引制度とか、また土日には室戸市方面まで運行されるということです、バス停を増やすとか、特に野根地区の住民の方は停留所がございません。DMV に乗る機会がほとんどございません。停留所を野根地区に 1 か所設置し、土日祝日でも乗車できる機会も作ることも必要だと思いますが、お考えについて伺いをします。

議長

(福島 登 議長)

2 番議員	<p>通告がないので</p> <p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>そういうことも含めて考えていただきたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>続けてそしたらやってください。</p>
2 番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>5 番目、各種債権の放棄についてご質問をさせていただきます。本町の行財政運営の財源の 1 つでございます、債権をこの令和元年から令和 3 年度の 3 年間で、町全体で約 1 億 8 千万の債権の放棄をしております。特に住宅新築資金償還金が約 1 億 4 千万、町営住宅の家賃が 3 6 0 0 万、全体で約 1 億 8 千万の債権の放棄がされております。現在住宅新築資金の償還については、令和 3 年度末で約 9 4 0 0 万円の滞納が残っております。この回収が不可能な債権を本町の債権管理条例により、法的な手続きをとり、現在債権の整理をしているとお聞きをしております。今後一定の債権が整理できた時期には、総括として債権が多額に至った理由、経緯、また、役場の対応も含めて検証する必要があると思います。約 1 億 8 千万円の多額の町の債権を放棄するわけですので、住民の皆さんに対しても説明責任が生じてくると思います。検証した結果を、住民の皆さんに対して報告するお考えがあるのか、お伺いをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

<p>住民課長</p>	<p>築地住民課長。</p> <p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えさせていただきます。</p> <p>現在、財政健全化を図るため東洋町債権管理条例及び東洋町債権管理条例施行規則に基づき債権の整理を行っております。権利の放棄については、同条例第15条第2項により、本年6月定例会でも議会報告をしているところでございます。</p> <p>住宅新築資金等貸付事業は、昭和61年度に貸付事業を終了しておりますが、債権の回収は進んでおりませんでした。同条例が平成29年4月1日に施行されたことで、住宅新築資金等貸付金では平成29年度より、また町営住宅使用料では平成30年度より、債権の整理に取り組んでまいりました。</p> <p>住宅新築資金等貸付金においては、債権の整理ができ、会計を閉鎖する時期がまいりましたら、議会報告を行い、住民の皆さまへもご報告をさせていただきたいと考えております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>住民の皆さんにご報告をするという答弁をいただきました。今回町の債権放棄について質問をさせていただいたんですけども、今までこの案件については踏み込んだ質問がなかったと認識をしております。いつまでもこの不良債権を放棄するのではなく、法的な手続き、また、本町の債権管理条例に基づいて債権管理をしていかなければいつまで経っても回収不能となった債権が残</p>

るだけで町の財政を逼迫する原因ともなります。この3年間で法律に則り、法的な手続きをとり、また、国、県から回収不能と認められた債権については国から補助金を貰うための手続き、また、県との事務的な交渉も含めて債権整理を進めてきた担当職員の方は大変ご苦労されたと思います。今後はいつまでも不良債権を抱え込むのではなく、法律に沿った滞納整理を行い、今までの債権に対する対応についての反省材料を糧に町の財政の健全化に向けて進めていっていただきたいと思います。私の方からは以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

ここで小休します。再開は50分です。

(休憩時間：11時42分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：11時50分)

続いて、田島毅三夫君の質問を許します。

件名は、なぎ建設工事の損害賠償、約1億3千万円の業者責任を問う、ほか9件であります。

答弁者は、町長ほかとなっております。

7番、田島毅三夫君、質問を始めて下さい。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

まず最初にお断りしておきます。時間的にオーバーする心配がありますので勝手ですけれども三番と六番を削除しますので。

議長

(福島 登 議長)

<p>7 番議員</p>	<p>大きな三番と六番ですか。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>うん。よろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、始めてください。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>一番、時間の関係で急ぎます。</p> <p>なぎ建設工事の損害賠償約 1 億 3 千万円の業者責任を問うということでお聞きしたいと思います。</p> <p>地下水の湧出によって、陥没した地盤の強化費や周辺住宅の補償費用、計約 1 億 3 千万円を町が負担すると言いますが、令和 1 年 1 1 月にボーリングを行い、20メートルの砂地層の存在を知った設計業者は、湧出、液状化の可能性を十分に確認していたはずであります。であれば、矢板の打ち込み不足や湧水防御策を設計図に組み込まなかった業者にも、地盤沈下の責任はあるのではないのか。なぜ全額町が引責しなければならないのか。その説明を求めたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん。この 1 億 2 千万円を 3 千万円に訂正するんですか。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ちょっと休憩してもうたら説明するが。かまいませんか。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>簡単にそこで説明してください。</p> <p>簡単に説明してください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>(自席より) 9 6 6 6 万円が地盤の分です。それから上の分の追加の分が家の方の補修の分です。補修の分は現在 1 5 0 0 万は決まっていますが、もう 1 件は決まってませんまだ。聞いてません。それを同じ金額としたら想定してそういう金額を出しました。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3 千万円に修正したんですね。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そうです。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい。</p> <p>(田島議員自席より、今のは時間入っちゃらんね。ここでもマスク外してかまんの。との発言あり)</p> <p>もう私語は。</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員の質問にお答えをいたします。</p>

このなぎの地下水は、想定以上に水が出たことによるものでございます。これをボイリング現象と申しますが、これに対処するため、矢板などその対応した計算以上の長さを打ち込んでおります。計算上は大丈夫のようにしていたわけでございます。

そして、これは工事の一連の中にございます。一般的に工事は設計からの想定外の事象もありえますので、その都度、最善の対処を施工主、施工業者、設計業者で行っていくわけでございます。

そして、設計どおりにしても、想定外のことが起こりますので、それに対処しないのは、施工主の責任にもなるわけでございます。その費用についても施工主となるわけでございます。

質問では責任ということでございますが、今回、その状況、想定外ということも、本町は確認しているわけでございます。

今回田島議員がご質問されている、矢板の打ち込み不足、湧水防御策の設計を組み込まなかったということは憶測じゃないでしょうか。誤解を与えるようなことはしないでいただきたいと思っております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

田島さん1つ言っておきます。時間の関係で早口になつとんでね、住民さん聞いちょんで、わかるように少し早口を控えて質問してください。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

地下20メートルが砂地やったと聞いております。しかしその矢板が8メートルで止まってると聞いておりますのでその分を言っております。嘘じゃありません。それから私が聞いているの

は何故震災時の地下水の液状化を考えた設計をしなかったのか。その業者責任が何故どこが誰がいくら払うかという交渉の中で、これを何故業者に言わなかったのかということを知っているんです。以上です。

議長

(福島 登 議長)

これ再問なんですね。

(自席より、はい再問です。との発言あり)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

田島議員のご質問にお答えをいたします。

まず地盤なんですけども、設計時にはボーリング調査で地盤調査を行っております。それから18.6メートルの深さに砂岩を確認しております。そしてその地盤の支持基盤として、マイナス1.7メートルまでは砂礫、砂ですね、マイナス7メートルまでも砂、そして18.6メートルまでは砂礫というふうにボーリング調査で出ております。そして調査時の水位測定では水位が高い時に、一番高いときにはマイナス1.4メートルということを観測しております。この地盤調査の情報から、矢板、ボーリングの検討を行い、それは計算がございまして、その計算に基づいて工事を行っているわけでございます。その矢板につきましても、本来であれば約1.5メートル、根切りの底からですね、掘った穴の底から1.5メートルまであれば大丈夫というふうな計算上でございますが、今回そこからまだ6.2メートルも打っております。そこで両方の対策をしておりましたが、残念ながらあのような水質の流出が起こったわけでございます。田島議員には

この山留めの計算書も開示請求で渡しております。田島議員が言う不測というのはどういったものに基づいて計算されているのかわかりませんが、憶測を基に話をされても本町としては困るわけでございます。そこで本町としては設計業者さんと話し合いをして、どういう工法があるか、ということで簡単にいうと固める工事を、そこから2メートル固める工事をしたわけでございます。こういう結果になったわけでございますけども、この工事についてどこが責任かということの話はされたということでございますが、先ほど話したとおり、設計どおりに行っておるということでございますので、そのようなご認識をいただきたいと思ひまして、町民に誤解を与えるようなものの言い方はしないようにしていただきたいと思ひます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

その設計が間違っていると言っているんです。その設計どおりやった業者の施行がおかしかったから結局こういう結果に出てるんですから。その現実を見て考えていってください。

2つ目の質問に入ります。

地盤沈下改良費用として9660万円増額した理由が適正だったのか、町監査の意見を聞くということですが、どうでしょう監査の方から説明ができたらよろしく願ひします。

議長

(福島 登 議長)

弘田代表監査委員。

<p>代表監査委員</p>	<p>(チャイム)</p> <p>少し待っていただけますか。</p> <p>12時回りましたが、予定どおりこのまま最後まで進めたいと思います。</p> <p>(弘田 賀軌 代表監査委員)</p> <p>失礼をいたします。監査委員の弘田でございます。</p> <p>私は定例会ごとに議長より出席要求の届けをいただきまして、この議会に出席をさせていただいております。行政の流れ等もよくわかり、感謝をいたしております。誠にありがとうございます。</p> <p>初めての一般質問の答弁ですので、田島議員さん、どうかよろしく願いをいたします。</p> <p>通告書一番の質問2として、1回目の変更により、9666万円の増額変更した理由が適正だったのか、町監査の意見を聞くということでございます。田島議員のご質問にお答えをしたいと思います。最初に、監査委員は執行部側に席がありますけれども、予算を支払う執行権は持ち合わせておりません。執行した後の監査、検査を行うのが監査委員の職務でございます。それ故に、理由、変更が適正であったか、に対して監査委員が町執行部の対応について意見を言う立場ではありませんし、私たち監査委員はそれほどまでの権限を持ち合わせているものではございません。執行部が定めた予算を議会に上程をして、議会の議決を得たものですので、予算執行下に意見を言えるものではありません。意見を言えるのであれば、変更理由により予算の上程があったときの議会の場、議員さんではなかったのでしょうか。よって、変更理由が適正であったか町監査の意見を聞くご質問は監査委員からは意見を言える立場にございませんので、どうかご理解の程お願い</p>
---------------	---

議長	<p>を申し上げたいと思います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>2つ目の質問に入ります。町活性化、振興対策として町民会議の設置を求めるとい質問でございます。何回か言うております。このままでは衰滅を待つ、本町の緊急にして最大の課題は、定住人口の減少であります。その改善には、定住できる収入に見合う、職場の確保が課題になると思いますが、これはなかなか難題であります。そこで、農林漁業商工の各基幹産業の壁を越えた各産業の代表が集い、互いに意見を出し合い、検討、協議する町民会議の設立、開催を提案するがどうでしょうか。町長の考えをお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>田島議員にお答えいたします。</p> <p>現在も様々な取組をしているところでございますけれども、直近の新たな取組といたしまして、県の認可第一号として特定地域づくり事業に取り組んでいるところでございます。基幹産業の壁を越えて、雇用の創出を図り、そういう意味で雇用の創出に一步でも繋げていければ、と考えているところでございます。</p> <p>新聞報道にもございましたけれども、本格的な活動は、始まっ</p>

たばかりでございます。このような取組も含め、田島議員のご提案の町民会議を設置するという考えは、現時点では、もっておりません。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

先ほども安岡議員の質問にありましたが、その答弁にもありましたが、総合計画ですよね、それがそのまま終わって、それに向かういろいろな事業を行って活性化していると言っておりますけれども、全くそれが形になって表れていない。そういう意味からも私はこの総合計画に代わる町民会議という、全住民さんの中から代表に集まっていただいて、住民さんの声を聞いて行政主導ではなくて住民さんの声を聞いたそういう仕組みを作ろうという提案でございます。そうでなければ町長このままでは東洋町どうなるか考えていただきたい。答弁の中に今後こうするああするという具体的な期待があればお聞きしたいと思います。具体的に。

議長

(福島 登 議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸 町長)

総合戦略の中で具体的な事業が定められておりますので、ご理解願いたいと思います。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>どうしてもかみ合わないんですね。</p> <p>4番目の質問に入ります。相続人が撤去できない、無住の民家の取り壊しの問題についてお聞きしたいと思います。甲浦東の避難通路の古民家が、無住になって瓦が落ちております。相続人は事情があつて撤去できないと言っておりますが、このままでは付近の住民さんや通行人への危険も出ます。防災、安全の上からも、所有者に取り壊し補助金の申請を求めておいて、その自己負担分を町が一旦代執行してでも撤去すべきではないか。その後自己負担分は撤去後少しずつでも返還してもらえばいいと思うが町長の考えをお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>田島議員の質問にお答えさせていただきます。</p> <p>令和4年3月議会で同様のご質問をいただいております。その時点では、相続人となる方と取り壊しに向けて協議を行っていましたが、再度、相続人の調査を行うこととなりました。近隣の住民の方々には大変ご心配をお掛けしているところでございます。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

<p>7番議員</p>	<p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>3月議会から早6か月になるんですね。未だにまだ決まりませんとこう言いますからこういう質問をしているんです。それを6か月間できない、それに対応してどうするかという質問ですので具体的に答えてください。するかしないかどうするかということ。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>田島議員の再問にお答えさせていただきます。</p> <p>必要が生じたので、再度、相続人の調査を行っており、ちょっと時間を要しているところでございます。ご理解をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>こういう答えをもう半年以上もうてるんですよ。</p> <p>5つ目の質問に入ります。防災、避難、復興対策を聞くということで2点お聞きしたいと思います。各防災組織に、町内66か所にある避難場所ごとにそこに避難する住民さんが避難グループを作って、人数や避難経路、体制、夜間や雨天の備品調達、管</p>

理などの防災避難計画を作成していただき、不備や、また、不足分への行政支援を求めるがどうかということでございます。また、その避難グループで要避難支援者への支援を行おうと提案しますがどうでしょうか。重要課題であり再々度の質問であります。お答え願いたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

田島議員のご質問にお答えをいたします。

現在、自主防災組織がございまして、その考えはございません。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

その自主防災組織と私が交渉を何度お願いしてもだめなんですよね。それでそのままもう何年も続いているんです、こういう状態が。私は言いますが、やはり今のようやり方で団体で決まった場所に避難するようなことでなくて、自分達が逃げる場所に自分達がグループを作ってそこに逃げて、そうしてその中でいろいろ話し合いしていこうとそういう提案をしているんです。

2つ目の質問に入ります。前回津波は92年の間隔で来ました。あと18年で、そのまま来たとしたらですけどね、18年あります。甲浦地区はほとんどが水没、流失の予報があるのに、

<p>議長</p>	<p>その対策が全く机上に上がっておりません。町として復興対策、計画をどのようにするのか、お考えを聞きたいと思います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>復興対策として、まず本町では、生見のヘリポート周辺の広い土地を購入したわけでございます。</p> <p>発災した場合に仮設住宅など対処として考えているわけでございます。</p> <p>そして高台整備には、さまざまな課題がございます。また財源の確保も必要になるわけでございます。町としては常に念頭を置いているわけでございます。</p> <p>今後、本町としても、土地の確保、そして最も重要なのがインフラ整備、避難制度としての補助金、これは町財源のことを指しているんですけども、本町の財源など、いろんなことを勘案していかなければならないということもございます。そして、その案も示していかななくてはならないと思います。</p> <p>少しずつではございますが、事業を展開していく次第でございます。ご理解のほど、よろしく願いいたします。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

財源のこと言われましたが、1億何千万ものなぎの問題、公民館に約3億円ものお金をつぎ込む、そういう費用があるのであれば、私はもっと効率的な現実的なこういう対策をすべき、こう言っているんです。今後復興対策をまた私は言うておきますが、行政の中でそういうことをしないと住民さんはできないんですから。それがなぜわからないかな。

七番目の質問、かまいませんか、このままで。

議長

(福島 登 議長)

はい。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

七番目の質問、六番は抜かしましたので申し訳ありません。七番目の質問に入ります。庁議決定の職員服務姿勢の実態を聞くということでお聞きしたいと思います。令和元年6月の庁議では、職員の服務姿勢の問題点として、町長からですね、担当がないからという言い訳対応が多すぎる、職員がね。職員対応が横柄、横着と取られる言動がある。3つ目に、来客に気付かないふりや無視されたとの苦情がある。4つ目に各課長の姿勢も問われている、とこう町長から庁議の中で各職員に指摘があった、こう聞いております。また、平成29年12月庁議において、警察とは協議済みであるから、庁舎内で大声を上げるものがいたら即警察へ、と指示がありましたね。これは、大声を出す職員も多々いる。職員には該当しないのか、と、ごめんなさい、ちょっと言い方悪かったです。これは住民さんに対することだと思っているんですが、職員に対する分は入っているのかどうか、まずお聞きしたい

と思います。また、この3年間でどこまで改善されたか、この5つの問題点がですね。行政執行の中でどこまで改善されて、実行されたかお聞きしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

(携帯の音が鳴る)

誰か電源。

(自席より、電話早く出たらんといかん。との発言あり)

(複数人発言あり)

私語を慎んでください。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

田島議員のご質問にお答えをいたします。

本町といたしましては、大変ご迷惑をお掛けしており、その接客については、その改善を職員に促してもおります。また過去には研修をしたこともございます。そして特に、暴言については、そのようなことがないように直接も注意もしております。また、そのほかについての接客についても同様でございますが、これからも今後、このようなことがないように注意改善をしてまいりたいと思っております。ということでございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

私が言っているのは、今現実的にこういう問題が起こってるん

ですよ。職員さんからの対応の中にね。それが何年も経っているのに未だに改善されていないのかな、ということで確認したんです。それがその今言う課長がそれを自覚してなければこれはどうにもならないんですよ。その証拠に、こないだ総務課長からあなたから電話取ったときには名前を言うように通知したんですよ。その通知しても未だにもう半月くらいなるかな、名前言わない人がいっぱいおります。こういうことなんですよ、行政の指導というのは。だからこうやって厳しく言わしてもうてるんです。もう1度お聞きしますが、どこまでどのようにしてこれを対応されているか具体的にお聞かせください。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

まず住民からそのような苦情があった場合には、個別に呼び出して事情を聞いたり、職員ですけども、は、しております。そしてそういうことしないようにっていう話もしておりますが、これは数的には多いいってことはないんですけども、少ないってこともないんですが、そのような対応はしております。本町として住民には可能な限り対応はしておりますが、本町が一番困っているのは田島議員との話になるわけでございます。

議長

(福島 登 議長)

総務課長。あまり個人というよりは全体の話にしておいたらいいかなと思います。

<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>はい。その対応にもものすごい苦勞して言い合いになったりする 場合が多々ございます。職員にも嘘つき呼ばわりしたり、平気で したりします。そのような対応をするからこそそうなるわけでご ざいます。</p> <p>(議員側自席より、事実やきしやあないやろ。との発言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>私語は慎んでください。</p> <p>執行部も少し…</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>ことの物事についてはおっしゃっていただいたらいいんです けども、後半私が言うたようなそういうことはできるだけ控えて いただきたいと思います。そういうことが多々ある議員には非常 に非常に多いということでございます。で、どんな職員であつた って、ある議員の方についてはそのようなことになってしまいま す。このへんについてもその議員さんはどのように考えられてい るかわかりませんが、その議員にもなにかがあるんだと思いま すが、そのへんについても考えてもらいたいとは思っております。 以上でございます。</p> <p>(議席より、議長との声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>(議席より) そうですよんのは、だいぶ言われましたから私ね</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>席に入って。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>(議席より) 時間がほら</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>時間がないからって自席で発言するのはだめですよ。 再問があるなら席について再問してください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんなら時間を別にとって質問じゃなくて時間じゃなくて証明さしてください。今言うたその嘘や言うことを。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それはもう私語になります。この質問に集中してやってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>時間がないやかね。それやったら言ってください。あんたたちが嘘言ってるんでしょ。全部証明してまいりますよ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島議員。(田島議員：役場の問題にしてもなんでも) 田島議</p>

<p>7番議員</p>	<p>員。田島議員。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はいわかりました。2つ目にいきます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>質問に集中してください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はい。2つ目です、この町長指示に反して怒鳴り声を上げた職員がいた場合、どのような措置を行っているのか。また、それは勤労手当の査定に該当しているのかしていないのかお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>その内容によっては、勤労手当の査定に反映はしております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(田島議員議席より、その他に別の措置はありませんか。との発言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>私語は慎んでください。もう何回も田島さん言いましたよ。(田</p>

島議員：違います）再問があるならちゃんと席に立って再問してください。

（田島議員議席より、答弁漏れを言ってください、ほんなら、あなたの方から。との発言あり）

7番田島毅三夫君、進めてください。

7番議員

（田島 毅三夫 議員）

答弁漏れがあるのにあなたから言うたらいいやかね。

どういう措置を行っているのかと聞いているんです。そのまま見逃しているのかと聞いているんです。

3つ目の質問に入ります。

この問題把握には、住民さんの声を聞かなければわからないと思います。役場の中の話だけではね。そういうことを踏まえて投書箱などの、今ポストありますけれども、投書箱を設置して住民さんの声を聞いてこれを収集して公開していくというようなシステムを作ってはいかがでしょうかという質問です。よろしくお願いします。

議長

（福島 登 議長）

生松総務課長。

総務課長

（生松 克祐 総務課長）

田島議員のご質問にお答えをいたします。

現在のところは考えておりません。接客の対応については、個々に電話連絡したり直接話を聞いたりっていうことは、何度も

しておりますし、その対応もしております。そして先ほども申しましたけども、一番最初に、それについてはどういった状況なのか、職員を事情聴取したりして、そのことの成り行きを聞いたりもしております。そしてことの内容によっては、勤勉手当にも反映をしております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

(自席より) ちょっぴりごめんなさい。時間どれくらいありますか。

議長

(福島 登 議長)

はい、言います。

質問はあと9分、答弁は6分になります。どうぞ、始めてください。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

(自席より) あと9分あるってこと？

議長

(福島 登 議長)

はいそうです。答弁は6分です。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

そういうことを言われました。私はほら、町長からこういうほの庁議の中で指摘があったわけですから、だからそういうことに対してまだ今現在それは改善されていないと。でそれをどう改善

しますか。でまたそういう人に対して大きな声で怒鳴り声を上げる職員があった場合にはその人をどう処分するか、そういうことをお聞きしているんです。勤勉手当の査定にをやっていますやいうのは我々には全くわからない、目に見えてやはり。そういう場合に私は公開していただきたい。こういう処分でもね。やはり今言うシステムをつくっていただいて、ロビーにでも貼り出してもらいたい。こういう処分をしましたということ。今後やっていただきたいということをお願いいたします。

次の質問に移ります。八番目です。

防災、災害復旧対策としての重機の高台保管についてということでお聞きしたいと思います。現在私たちが言われているのは、波高16メートルの津波がくるところ聞いております。それに対していろいろと対応しているんですけども我々はね。本町はもちろん海陽町の建設業者やリース会社保有の重機は、ほとんどが水没し、使えなくなるぐらいの高さに今は置いておられます。保管されております。そこで、そうなればですね、結局いざというときにはその重機が使えなくなったら大変なことになります。そういう意味からも海陽町とタイアップして国や県などの補助を受けながら、重機保管場所の高台移転の協議を求めたいということでございます。町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

小池産業建設課長。

産業建設課長

(小池 昭平 産業建設課長)

田島議員にお答えいたします。

重機保管場所の高台移転につきましては、現在は、各建設会社

が個別に保管して管理しておりますが、南海トラフ地震の発生が言われ始めた頃に、建設業協会や事業所等で高台での保管について協議をした経緯がございます。全ての重機をそこに持っていけば、通常の仕事に支障をきたすことや、保管時の管理をどこがどの様にするかなどの種々の課題がありできておりませんし、現在は重機を所有している業者なども少なくなっておりますので、今後は出来るかどうかも含めて、検討していきたいと考えております。

また、海陽町とのタイアップについてですが、高台保管については特に定めてはおりませんが、東洋町地域防災計画の中で、物資・資機材の提供や救援救助の車両の提供などの、災害時応援協定を締結しております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

今課長から丁寧な答弁をいただきました。よくわかりますが、私は一番心配しているのは、各個人さんをお願いして、そのままではなかなか山の上へ置いて、業者さんがね、で仕事の度に山へ上がるということは大変なことになります。そういうことに関する私は公的な支援をしてあげなければいけないと思ってるんです。個人に回すよりも。防災ということですね。それから今言うリースの問題も、具体的にはありませんでしたけれども、やはりこれはまず、海陽町に4つあるんですかね、リース会社が。確か4つやったと思います。そのリース会社の1つを町を交え、県を交え、国を交えて話し合いして、これはもう全国的な問題と思うん

です。まずそれを先陣を切るというような形で海陽町と東洋町が話し合いをして、防災対策、震災対策としてね、その重機を高台に上げるということを、まず東洋町の方から声を掛けていただきたいとこういうことでお願いしているんです。もう一度課長、声を掛けますと言ってくれませんか。お願いします。

(田島議員自席より、答弁どうぞ。との発言あり)

議長

(福島 登 議長)

小池産業建設課長。

産業建設課長

(小池 昭平 産業建設課長)

田島議員にお答えいたします。

先ほど海陽町のリース会社との協議の件なんですが、重機だけでなく他の部分についても、高台移転というのは先ほどの答弁の中でもありましたとおり、用地等の問題もありますので、今すぐ早急にやるとは言えませんが、今後は高台移転、町全体含め高台の造成等できたときにまた検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

私が言っているのは課長、そのままこうせいあせいと向こうに言えというんじゃないんです。協定なんです。けんどそれを向こうのことをこちらからあせいこうせいと言えませんか。

みんながそういう両方の町が集まって、国を交えて全体の問題としてこの対応を考えていかなければ、もし万が一のときがあったときに復興がたちまち遅れるし、救える命も救えなくなる。そういう意味でお願いしているんです。機会を見つけてなるべく早くそういう場をもっていただきたいと思います。

続いて九番目の質問に入ります。海の駅、地場産品出品者の減少対策を聞くということで少し教えてください。実はうち観光特会の方で最初反対するつもりだったけど賛成に回ったんです。というのは、今頑張って去年までは苦しかったけど今年は4年度になってからだいぶ改善したという担当の話聞いたもので、うちは賛成しましたが、これ今言う地場産品出品者の減少というのはね、これは高齢化もあります。人口減少も続いておりまして、野菜やら果物やら出してた方がどんどん減ってるんですね。やはりああいう店は地場産品の生産販売ですから、できる限りなるべく袋に包んだ品物でなくて、そういう地場産品を出してもらう、うちはべきやと思うんですね。そういう意味からもなんとかこの生産者の数を減らすというよりも増やしていく方になにか課長の考えあったらお聞きしたいが、検討願いたいというのが私の質問です。

(田島議員自席より、がんばれ。との発言あり)

(福島 登 議長)

小池産業建設課長。

(小池 昭平 産業建設課長)

田島議員にお答えいたします。

議長

産業建設課長

質問の趣旨が変わってますので、ちょっと答弁が合うかわかりませんが、まず何を根拠に、出品者の数が減り、合わせて地場産品の販売品が減少すると言われていたかちょっと分かりませんが、出品物につきましては、日々で天候とかその日の状況等により増減はありますが、現時点では大幅な出品者の減少や、販売品の減少はありません。

また、売り上げにつきましても、先ほど議員が言われましたとおり、昨年度と比較して大幅に増えておりますので、現時点では対策は考えておりませんが、今後大幅に減少した場合には検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

質問の仕方が悪くて申し訳ありません。私が言っているのは地場産品の生産なんです。その製品でなくて畑で作ったものとか山で作ったとかそういう地場産品を指してうちはお願ひしてるんですよね。そういうことが今まで出してた方が高齢になったり身体が動かなくなったりしてどんどん行けなくなっていると、こう聞いております。それとまた漁業の方にしても漁業者がどんどん減って行って、今まで網で捕れた魚や一本釣りの魚がたくさん揚がってたのがそれがどんどん減っている。そういうことも踏まえてなにかこのままでは東洋町の地場産品の販売所というのが次第次第によそからの仕入れた品物ばかりなるようでは大変だと思ってこういう質問しております。それに対応してどうするかということをお聞きしたいというのがこの質問です。

<p>議長</p>	<p>もう1度お聞きしたいと思います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>趣旨がだんだん変わっていきょうですよ、田島さん。</p> <p>(議席より、変わらへん、変わらへん、どうして、地場製品の。との発言あり)</p> <p>答弁できますか。</p> <p>小池産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>田島議員にお答えいたします。</p> <p>先ほども言われましたとおり、高齢化等によりまして農産物の出品は減っていると議員は言われましたが、現状では特に減ったような感じはございません。新しい出品者の方も増えてまして、日によりましては農産物が棚に並ばなくて、外に置いているような状況もございます。先ほども答弁させていただきましたとおり、大幅に減少して海の駅が、極端に言えば農産物がなにもないとかそういう状況になったときにはまた検討していきたいと考えております。</p> <p>(議員側自席より、漁業の方お願いします。との発言あり)</p> <p>漁業につきましても、その日</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>自席からの質問はやめてくださいよ、田島さん。</p> <p>自席からの質問はやめてください。</p> <p>(議員側自席より、だからそれやったら答弁漏れがあります言う手くれたらええがな。との発言あり)</p>

<p>産業建設課長</p>	<p>小池課長、続けてください。すいません。</p> <p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>漁業につきましても、農産物と同じでその日その日の状況によりまして、すごく大小差がありますので、多いときは冷蔵庫に並ばないぐらいの魚が並んでいるときもあります。ただ、言われまじょうに、少ないときは全くないような状況もございます。是非1度田島議員も海の駅に来ていただいて、買い物していただいて、状況を見ていただきたいと思います。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>(自席より) この質問何回目ですかね。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>今2回目です。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>(自席より) もう1回いけるんやね。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ただもう僕が見る限りは、この九番の質問は完結しとると思いますよ。</p> <p>(田島議員) いやいやいやいや</p> <p>膨らますようでしたら、止めさせていただきます。</p>

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

増えていきよるといのはうちは納得いかん。私が知っている方でも何人もやめてますね。ほんで結局人数的には、ほんで新しい方が増えていきよんやったらわかります。ほんでそういうことも踏まえてやっぱり味噌とか醤油とかね、そういう昔の人でないとできないようなものとかほら、若い人ら今新しい形でどんどん出しよんかわからんけど、ハウスの物とかなんとかね。それでもそういうような昔のような物をうちは言ってるんです。あそこっちなにあるかな、珍しいものあるかな、というようなね、気持ちを持ってみんなが集まってもらえるようなね。そういう地場産品の販売所を頭に入れてるもんでほら、こういう質問になるんです。海のことについても、今漁業者どんどん減っております。これも現実なんです。天気もあるかもわからん、天候もあるかもわからん、しかし要するに漁をする人自体が減ってってるんですから。一番最初駅ができたときは

議長

(福島 登 議長)

田島さん、簡潔にやってください。

もう時間そんなありませんよ。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

できたときは、地元の人がよその品物出してもいかんということやったんです。自分くの町のものでないといかんということやったんが今は次第によその品物でも入っておりますけれども。そういう昔の一番原点に返れば、今大変なことがおこるということとで質問しているんです。まあ答弁はいいです。またゆっくり話し

<p>議長</p>	<p>ましょう。</p> <p>十番目の質問に入ります。なぜ、ドローンの活用に取り組まないのかということで、簡単な質問です。</p> <p>ドローンの時代に入っております。久しいですけれども、なぜ防災や災害復旧、観光振興、教育などにドローンを活用しないのかということでお聞きしたいと思います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p> <p>答弁はもう1分ほどになっています。</p> <p>(自席より、これはもう質問しちゃあるきに。との発言あり)</p> <p>(自席より、勝手は発言はやめてもらえ。との発言あり)</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(生田 憲一 産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員の質問について、私の方から農業分野での活用状況についてお答えいたします。</p> <p>今年度、東洋町スマート農業推進事業費補助金を活用し、農作物の農薬散布用にドローンを購入した方がおりまして、先月には、この事業により導入したドローンを使って3.4haの水稲の農薬散布を実施した実績があります。</p> <p>今後は人手不足の解消や高齢化により手入れの行き届かない果樹園の農薬散布にドローンの活躍が期待されますので、引き続き補助事業の活用を図っていきたいと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

今そういう説明受けました。私が言っているのは、1つはそういうことでなくて、1つの事業者がそういうことをするということじゃなくて、町全体がね、町全体がドローンというものを見直して、学校関係から入ってもかまいません。住民さんももうほんまに皆がドローンというものの便利さを知って、そしたら防災やら災害やらそういういろんなものに使える、あるいはまた買い物に來れないような人にも買い物をしたりね。そういうことも踏まえて、また学校は学校で教育の場で、小学生中学生そういうところで集まっているいろいろわいわいというような、なにかそのドローンで町が明るくなったというような東洋町。海行ってもどこいってもなにかあればドローンがドローンがというような言って、ほんで住民さんにもどんどんどんどん活用使用できるようなね、そういう町づくりを町おこしをうちは描いているんです。ドローンがあるところとないところでは町の活性化が全然違うような気がする、まあ自分のあれかもわかりませんが、どんどんどんどんドローン使ってるところは町が活気づいているような気がするんです。そういう意味からも私は町上げて町あげて、教育委員会やそういうところも町上げてからこのドローンに対策しませんかという質問です。もう1度お聞きしたい。嫌ですか。

議長

(福島 登 議長)

もう1分を切ってますのでね。

(自席より、やらしちゃってください。との発言あり)

生松総務課長。

<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>この6月の定例会でもご説明をいたしましたが、今後におきましては私たちの生活に溶け込んでいくものと思っております。様々なドローンが開発されていくものだと思います。今後の動向を注意しながら、検討してまいりたいと思っております。以上でございます。</p> <p>(自席より、議長、終わります。との発言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君の質問が終わりました。</p> <p>以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。</p> <p>これにて本日の会議を閉じます。</p> <p>これで、令和4年第3回東洋町議会定例会を閉会します。</p> <p>どうも皆様お疲れさまでした。</p> <p>これにて議会放送を終了いたします。</p> <p>(閉会時間：12時39分)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員